

愛の郷グループホーム

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ミムラが開設する愛の郷グループホーム（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援2の者（以下、「要介護者等」という。）であつて認知症であるもの（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、事業所の介護従業者（以下「従業者」という。）が、当該共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、認知症であつて要介護者等となった場合においても、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、住み慣れた環境での生活の継続を支援するものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称は愛の郷グループホームとする。

住所 横浜市旭区川島町 1599-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

【なの花家】

- ① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を厳守させるため必要な命令を行う。

- ② 計画作成担当者 1名（常勤兼務 1）

計画作成担当者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）の作成等を行う。サービスが提供されるよう介護計画を

作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 10名以上

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護の業務にあたる。

【つくし家】

① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を厳守させるため必要な命令を行う。

② 計画作成担当者 2名（非常勤専従2名）

計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）の作成等を行う。サービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護従業者 10名以上

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護の業務にあたる。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

① なのは花家ユニット 9名

② つくし家ユニット 9名

（認知症対応型共同生活介護等の内容）

第6条 認知症対応型共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行う。

(2) 介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当適切に行い、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮して行う。

また、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

（介護計画の作成）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」）または介護予防認知症対応型共同生活予防介護計画（予防介護計画）を作成する。

2 介護計画（予防介護計画）の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況に

についての評価を行う。

(認知症対応型共同生活介護等の利用料その他の費用の額)

第8条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護(介護予防)の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理人受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 その他の費用

- ① 家賃 (1月あたり) 68, 000円
- ② 食事代 (1食あたり) 朝食 249円、昼食 498円、おやつ代 125円、夕食 374円
- ③ 水道光熱費 (1月あたり) 20, 000円
- ④ 管理費 (1月あたり) 10, 000円
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用実費。

2 月の中途における入居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 入居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- ① 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防)対象者は、要支援2または要介護者であって認知症の状態にあり、認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- ② 事業所は入居に際しては、主治の医師の診断書等により、利用者が認知症であることを確認する事とし、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 退居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

① 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居して頂く場合がある。

3 ② 事業所は、利用者の退居にあたっては、適切な他の(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(苦情処理)

第10条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、苦情解決責任者、第三者委員等により、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防)を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。
(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、地域の協力機関等と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。(年 2 回以上)
(虐待の防止)

第 15 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第 16 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 繼続研修 年2回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の変更に伴い、隨時改定を行う。

- ① 平成19年1月30日改定
- ② 平成19年6月1日改訂
- ③ 平成20年1月15日改訂
- ④ 平成21年2月25日改訂
- ⑤ 平成24年1月11日改訂
- ⑥ 平成26年4月1日改訂
- ⑦ 平成26年11月1日改訂
- ⑧ 平成27年4月1日改訂
- ⑨ 平成27年12月1日改訂
- ⑩ 平成28年6月1日改訂
- ⑪ 平成30年2月1日改訂
- ⑫ 令和2年9月1日改訂
- ⑬ 令和3年4月1日改訂